

市税収入確保対策本部設置要綱

(平成9. 4. 25川財収第23号市長決裁)

(目的)

第1条 当面する厳しい財政状況下、市税の収納対策を強化するため、市税収入確保対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項について協議し、適切な対策を講ずるものとする。

(1) 市税収入確保の緊急対策

(2) その他収入対策に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、税務監を本部長とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 対策本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(幹事会)

第4条 対策本部を補完し、対策本部の対策を実務的に推進するため、幹事会を置く。

2 幹事会は収納対策部長を代表幹事とし、別表に掲げる者をもって充てる。

3 幹事会は、代表幹事が招集する。

(収入確保対策部会)

第5条 対策本部の対策を具体的に実施するために、収入確保対策部会（以下「対策部会」という。）を各市税事務所及びこすぎ市税分室に設置する。

2 対策部会は、各市税事務所長を部会長とし、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 対策部会の会議は、部会長が招集し、開催する。

(事務局)

第6条 対策本部及び幹事会の事務局を財政局収納対策部収納対策課に置く。

2 対策部会の事務局を各市税事務所納税課及びこすぎ市税分室納税担当に置く。

3 対策本部事務局は、各対策部会事務局との連絡調整事務を行い、必要に応じ各対策部会事務局との合同会議を開催する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、税務監が定める。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成13年4月23日川財収第14号）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成14年4月25日川財収第23号）

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成15年10月21日川財収第243号）

この要綱は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成17年3月31日川財収第557号）抄

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成18年3月31日川財税第1337号）抄

（施行期日）

- 1 この改正要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成22年4月15日川財税第69号）抄

（施行期日等）

- 1 この要領は通知の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成23年3月31日川財税第1405号）抄

（施行期日）

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成24年5月17日川財収第37号）

この要領は通知の日から施行し、平成23年12月5日から適用する。

附 則 一部改正（平成28年3月31日川財収第663号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（令和7年3月10日川財収第672号）

この要綱は通知の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。

別表 市 税 収 入 確 保 対 策 本 部

(市税收入確保対策本部)

本 部 長	税務監
副 本 部 長	税務部長
同	収納対策部長
本 部 員	各市税事務所長
同	こすぎ市税分室長
同	税務部税制課長
同	収納対策部収納対策課長
同	収納対策部収納対策課収納強化担当課長
対策本部会議	
(幹事会)	代表幹事 収納対策部長
	幹 事 収納対策部収納対策課長
	同 収納対策部収納対策課収納強化担当課長
	同 各市税事務所納税課長
	同 こすぎ市税分室納税担当課長
	同 各市税事務所納税課特別収納担当課長

事務局 収納対策部収納対策課

(各収入確保対策部会)

